

鉦路地区アンサンブルコンクール審査内規

(趣旨)

第1条 この内規は、鉦路地区管楽器個人コンクール及び鉦路地区アンサンブルコンクール実施規定第11条及び第12条の規定に基づく審査及び判定等の必要な事項を定めるものである。

(審査員の人員)

第2条 審査員の人員は、5名とする。

(審査)

第3条 審査員は、演奏曲目における技術及び表現の2つの観点項目を各10段階で評価する。

2 審査員は、鉦路地区アンサンブルコンクール審査票に各観点項目別評価点数及び講評を記入する。

(集計)

第4条 審査係は、次の各号に掲げる方法により得点の集計を行う。

(1) 前条第1項で付した観点項目別評価点数を審査員毎に合算し、審査員別得点を算出する。

(2) 審査員5名の審査員別得点を合算して総合得点を算出する。

(判定)

第5条 審査係は、前条第2号に規定する総合得点が75点以上を金賞、74点以下45点以上を銀賞、44点以下を銅賞と判定する。

(代表グループの選定)

第6条 審査係は、総合得点の高い順に、最上位から鉦路地区管楽器個人コンクール及び鉦路地区アンサンブルコンクール実施規定第12条第2項の規定に基づく当該部門の代表グループ選出数までのグループ(以下「代表圏内グループ」という。)を代表として選定する。ただし、同一加盟団体の複数グループが代表圏内グループにある場合には、当該加盟団体のグループにおける下位グループを除外するものとする。

2 審査係は、前項の選定において代表圏内グループが代表グループ選出数を上回る場合には、総合得点が同点の代表圏内グループ(前項ただし書において除外されたグループを除く。)を対象に、審査員5名による記名式の決選投票を実施して代表を選定するものとする。このとき、審査員別得点の高低比較により優劣が判断できる場合には、当該審査員の投票を省略することができる。

(各賞及び代表者等の決定)

第7条 理事長は、第5条及び前条各項の結果に基づき、各賞及び代表グループを決定する。

第8条 理事長は、判定に問題が生じた場合には審査員の意見を参考にして、その取扱いを決定するものとする。

附 則

この内規は、平成24年7月7日から施行する。

附 則(平成26年5月10日一部改正)

この内規は、平成26年5月10日から施行する。

附 則(平成29年5月13日一部改正)

この内規は、平成29年5月13日から施行する。

附 則(平成30年5月12日一部改正)

この内規は、平成30年5月12日から施行する。